

一 本日の会議案件は次の通りである。

議案日程に同じ

一 議長(石川信義) 只今より昭和三十一年第五次福生町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は現在十九名であります。よつて本日の会議は成立いたしました。なごちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に理事者の御挨拶を求めます。

一 助役(川窪金吉) 本日第五次臨時議会を招集いたしましたところ御多忙中にもかかわらずお集り下さいまして誠にありがとうございます。ございませう。本日町長は横田基地司令官がお会いたつというお話があります。ありまして只今出向いた訳ですが一時間位で話がすむと云うことでありますから。その点御了承願ひたいと思つた次第であります。

本日は沢山議事があるそうでありますので慎重御審議を

東京部西多摩郡福生町役場

賜りたく存じます。

一 議長(石川信義) 日程第一 会期の決定についてを議題に供します。
本会については議会運営委員会に於て検討されて居りますので委員長の報告をお願い申し上げます。

一 三番(村野弘) 先に十三日に議会運営委員会を用いて会期の日数について検討いたしました結果本日より七月一日午後五時までを会期として決定したいと思つたので、定数くお願ひいたします。

一 議長(石川信義) 議会運営委員会長の報告通り決定することに御異議ありませんか。

一 十三番(大久保郎) 私の考えとしては、この議案をみまして、本会期は本日をもつて、時間延長をして本日決定すべきでないかと、かように思ひます。かように私の方から申し上げます。

一 議長(石川信義) 只今会期の日数について十三番議員より発言がありました。委員長の考へ方をお願いいたします。

一三二番(村野弘) 十三番議員さんの方から会期は本日一日で時間延長
して一日で終るようという御意見でありますか

先日の議運におきましては、その点について相違、審議いたし
ました。才一番に日程才七にのつてゐる、才一回の歳入歳出追加
更正予算案が相当な金額にのぼつて居りますので、各常任委
員会に於て検討すべき必要があるのではないかという結論に達し
ております。日程八これは条例の改正でありますので、本日
の即決をのぞかしい所であります。

日程十二の夏季手当に関する要請書については例年通り本日一
できめるといふことには、まうないかと思ひまして議運いたし
ましては、建設委員会に付託されました御審議願おうという
凡に議運の方としては決定して居りますが、これを建設委員会
並に理事者側に一任して戴ければ本日の議会に於ても議
会といたしましては、決定までいかなうと一任という決定

をとつていなければ本日時間延長でも出来るのではないかと
思つて居ります。

二十三日の審議内容を申し上げまして皆様の御意見を
大々きたいと思ひます。

十三番(天久保郎) 会期を延長する場合と又本日きめると言う
場合とは違ふと思ふが議運の方の考へが会期を設け
ていきたいと言う考へなう議運の提案通りと認め充分
御審議をいたしたい。勿論、この点どの議案に於ても相当
日数をかけるものなので賛成いたします。

一議長(石川信義) 日程才一 会期の決定については、只今議運の委
員長から報告された通り、本日二十七日から七月一日午後五時
まで五日間を会期といたしたいと存じますが、これに御異議
ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義)

御異議なしと認めさよう決定いたしました

一議長(石川信義)

日程カニ 会議録署名議員の指名についてを議

題に供します

会議録の署名議員は会議規則第九十七条により議長に於て指名いたします

七番 山下久吉 議員

八番 笹本益夫 議員

九番 渡辺継二郎 議員

以上の三名の方にお願ひ申し上げます

一議長(石川信義)

日程カ三 常任委員の所属変更についてを議題に供します

本件については先日全員協議会に於てあらうかじめ御承諾を得たのであります。が本日正式に議題といたします。事務局長に申し出書を朗読いたさせます。

東京都西多摩郡福生町役場

一事務局長(町田啓三)

朗読する

一議長(石川信義)

お諮りいたします

有藤真一議員及び西村光人議員から申し出の通りそれバ、委員会の所属を変更するに御異議ございませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義)

御異議なしと認めます

よつてそれバ、委員会の所属を変更することに決定いたしました

一議長(石川信義)

引き続きまして建設委員長長の互選方をお願ひいたします。建設委員長長の選出方法は各常任委員長長の選出と同じ様に委員会にて互選をお願ひいたします。その間漸次休憩をいたします

午前九時三十四分 休憩

午前九時五十三分 開議

一議長(石川信義) 休憩前に引続き会議を開きます

一議長(石川信義) 只今建設委員長に山下久吉議員が決定された旨報告がありました、御了承願います

新建設委員長長の御挨拶を求めます

一十七番(山下久吉) 御指名をいただきまして一言御挨拶申し上げます。先程有藤前委員長さんが一身上の都合で委員長を取をシリでございまして、その後任といたしまして、只今委員長の御推薦をいただきたく存じます

私浅学非才でありまして尚議員生活も非常に浅く、その適任でないことはよく、自分自身存じて居りますが幸にいたしまして建設委員会の中に建設関係に非常に明るい先輩がたくさんおりますので、そうした方々の御指導のもとに一年間みっちり勉強したいと思ひお引き受けをいただきたく存じます、であります

何分議会の皆様におかれましては充分なる御指導と御鞭達をお願いしまして簡単ではあります、御挨拶といたします

一議長(石川信義) お諮りいたします

日程才十二 夏季手当に関する要請書を、日程を変更し議題に供したいと思ひますがこれに御異議ございませんか
(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認め日程を変更し本件を議題に供します

一議長(石川信義) 事務局長より要請書を朗読していただきます
一事務局長(町田啓三) 要請書を朗読する

一議長(石川信義) 議運の委員長長の報告を求めます

一三十三番(村野弘) 日程才十二の夏季手当に関する要請書に関し、では、議運委員会におきまして取扱方に付検討いたしました

大けれども例年通り、建設委員会に付託され御審議を願うのが妥当でないかと決定いたしました。

この要請書にのつております通り支給日を厳守願いますとありますが七月三日迄にはきめてほしいと言うことで早急にと言う条件でありますのでなるべく早く建設委員会に御審議いただきたいと思っております。

十三番(大久保郎) 建設委員会に付託をするとは結こうですが、

理事者と建設委員会に本件は御一任したいと思っております。

一議長(石川信義) 十三番議員より本件につきましては建設委員会及び理事者に一任という発言がありました。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認め本件は理事者並に建設委員会に一任することに決定いたします。

一議長(石川信義) 日程才四契約締結同意方につつて(議案才五十八号)

を議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

一事務局長(町田信二) 朗読する。

一議長(石川信義) 理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役(川澤金吉) 契約締結同意方につきましてを御説明申し上げたいと思っております。

その一よりその四まであるわけですがその一につきましては水道拡張工事の関係でありまして、今度出来ました才二浄水場におきまして多摩川の水源と同時に才二浄水場に於て操作が出来る称自動遠方操作というのでしようか、そういう形をとりたいということでこの資材を購入する訳であります。多摩川より才二浄水場の間ですが、これ百七十余ありましてこれにケールを入れるとして操作をするということであり、六月

七日に四社をえちまして入札をいたしました所契約金額は
百五拾五万四小鉢清作氏に落れいたしました

又この工事でありますかどこで線が出来るものではないの
であうためて発注するものであり従つてすこし日時をか
いり七月二十七日が納期ということに相なつておる訳です
この埋設工事の案内図がありますが多分台よりオニ浄水場まで
ケーブルを埋設するのですがこの上にケーブルを入れました
字溝といいますがそういうものを入れて、上からの被害を受け
ない様にやりますと、こういう事があります

その二、その三、その四は何れも同じ場所でありまして、五丁
橋の上でありますが一万余坪の都の住宅をつくる団地が出
来たのですが、これに対します所の給水工事であります
福生町で都の方から委託になつたものでこの金額は何れも
都の方から支給される額であります

その二、その三、その四の名称は西多摩(平)WLニローニダ配水管敷設
工事となつております

これが一つの都の建築用語でありまして非常にむづかしい用語
であります。これが建築用語長というように御記憶願ひま
す。

その二は本管工事であります。ううの図の赤く塗つたのが
その二に該当する部分であります。

中学校の上に町営住宅があります。その下がわかう町営住
宅の末端まで本管を通すわけで百五十メートルを通過すること
になつております。

近長が八百七二米。先般六月十七日に入札をした所百四拾万
円で石川工業所に落れした訳であります。

その三は右手の斜線になつてゐるその中に黒く、しるしてあり
ますが、その所がその二の配管工事であります。

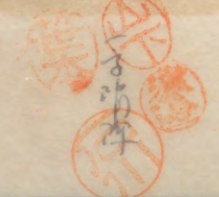


本線から出た支線であります。一〇〇mm管が七百三十四米
 七五mm管が三百十八米五〇mm管が千八百七二米となつており
 この中を通じ、都営住宅の中の道路を通る訳です。
 やはり六月十七日に七社に於て入れした所或る喬拾貳万七千
 円をえち高崎ポンプ工業所に落れた訳です。
 この工期は八月二十日になつております。
 その四は只今説明した支線から家の中に各戸に一個づ
 つの水栓がとりつくと言う工事であり、この全体の戸数が
 喬百八戸出来る訳です。したがいましてこれが喬百八戸
 の入れになつた訳で六月十七日に六社をえつて入れしたし
 ました所百八拾九万五千円で新生設備工業株式会社が
 落れた訳です。この工期は九月二十日までには終了する
 ことになつております。

非常に長い期間ですが、この都営住宅が出来上る予定は

東京都西多摩郡稲生町役場

建設部長 佐藤 正 建築課長 佐藤 正



九月二十日ということに相なつております。

都の方の進捗状況によりまして、あるいはこの工期がすこし
 づれるかもしれません。この工期をえちまして、私の方え工期
 とした訳であります。

血數く御同意方をお願いする次第でございます。

一議長の御意見 二これより質疑を行います。

二番(有藤真二) 前の町営からこの都営住宅までの間に七拾五米の
 管が前に埋設してあるはずでございしますが、俗稱わらすけ
 街道という所ですが、この前に埋設してある管は配管に
 なるものか、その点を理事者にお伺いしたい。

一助役(川達金吉) 二これにつきまして、住宅の団地であります。中にこの

管が埋設してある訳であります。何れも団地の中のは付
 替をいたしまして、その本線はそのまゝ、現在通り給水させてお
 くと、言うことでございまして、別に掘り出してそれをやると

言う事を考へておりません、と言うことは、それを振り出す費用として同じ道でありますけれど、非常にそれをやる事になりますと経費がかかります、取り出す費用の方に追われてしまうと言う関係でありますので、まずこれを両方あわせますれば或る大抵料となりますので、よければその間には給水出来ると言うこと、出来まますので、そういうふうに考へております。

一議長(石川信義) 他に御質疑ございませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結致します

一議長(石川信義) お諮りいたします

本件については討論を省略したぐちに採決いたしたいと思います、これに御異議ございませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます

よつてこれより採決いたします

一議長(石川信義) 議案第五十八号は原案どおり決するに御異議ございませんか

せんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます

よつて議案第五十八号は原案どおり可決いたしました

一議長(石川信義) 日程第五 寄附受領について議案第五十九号を議題に供します、事務局長にて議案の朗読をいたさせます

一議長(石川信義) 日理理事者から提案理由の説明を求めます

一助役(篠崎俊夫) 議案第五十九号寄附受領についてを御説明申し

上げます

只今事務局長が朗読されましたとおりその一方は、このたび埼玉銀行より当行の謝恩月刊にあたり、福生中学校に対し

十六紙映写機の購入費として一金三千万円の指定寄附の申し出
があり、又その二の方は、オミ小學校のPTAから同校に備え
付けの十六紙映写機につけるシネスコレンズ購入価額三万五
千円の寄附がありましたので、いづれもありがたく頂戴いたしまし
て、その二につきましては、今回のオミ一次追加更正予算に計上され
しまして、寄附者の御奉仕に忝んたいと思ひます
御承認の程をお願ひ申し上げます

一議長(石川信義) これより質疑を行ひます

一十三番(大塚保郎) その二と云うのは議案の説明でいくと、二につけ
るべきか、

一議長(石川信義) 事務局長をして十三番議員の質問に対してお答えいた
します

一事務局長(所田倍三) ミスプリントで申訳ございません

その一、その二の呉でございしますが議案のすぐ、とちりに添付

して戴きたく思います

一議長(石川信義) 他に御質疑ありませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします

お諮りいたします、本件につきましては討論を省略し、たゞ
ちに採決いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます

よつてこれより採決いたします

一議長(石川信義) 議案オミ五十九号は原案どおり決するに御異議

ございませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) よつて御異議なしと認めます

よつて議案オミ五十九号は原案どおり可決いたしました

一議長(石川信義) 日程才六 寄附受領について議案才六十号を議題といたします。

一事務局長(町田信三) 朗読する。

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明をお願いいたします。
一助役(川瀬金三) 御説明申し上げます。

議案才六十号であります。拾万円の指定寄附が本七町会より出されて来ております。和田雄次氏が代表といたしまして寄附受領願が出ておる款であります。

これは本七町会の大聖病院より富士見通りに出た所に宇津木商店があります。この道路を舗装していただくという寄附の願いが出ております。この点につきましては町として細道では舗装対象はどうかと考えますが、私達實際にこの場所に行きまして通行の都合等をみますと、まったくあそこが本通りの標に行き来がはびこる所で雨が降

つた場合なんぞをされていると、言うことを痛切に感ずる道路であります。これについて後程、町道の認定であります。か受領いたしまして、これを舗装にしようといふと、かように思ひまして、追加更正予算に、これに計上してある。次であります。本七町会の町民の皆様の心持を充分了承されまして、寄附を受領いたしたいと、かように存ずる。次であります。

一議長(石川信義) これより質疑を行います。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。本件については討論を省略し、なによりに採決いたしたいと思います。か、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)